

総 括 調 査 票

調査事案名	(36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等			調査対象 予算額	令和元年度：902百万円 ほか (参考 令和2年度：2,670百万円)		
府省名	環境省	会計	一般会計	項	生物多様性保全等推進費	調査主体	共同
組織	環境本省等			目	鳥獣捕獲等事業交付金ほか	取りまとめ財務局	(北陸財務局)

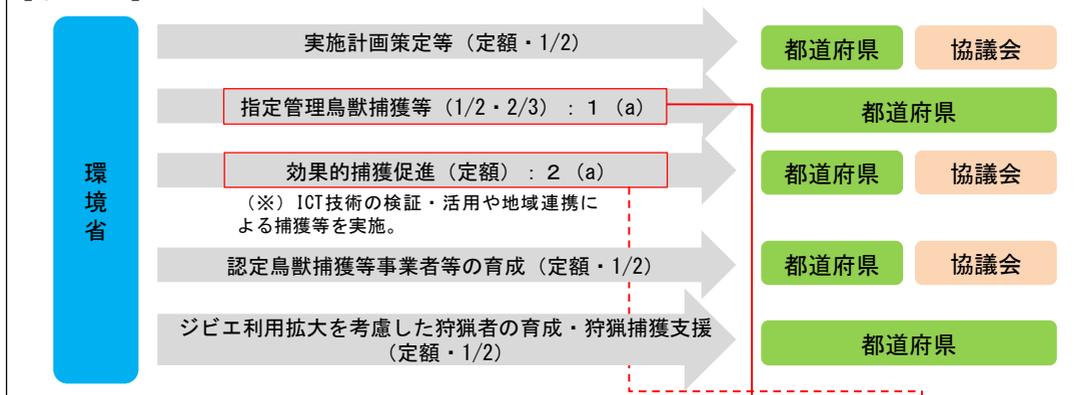
①調査事案の概要

【事案の概要】

<ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う指定管理鳥獣の捕獲事業等を交付金により支援する事業である。

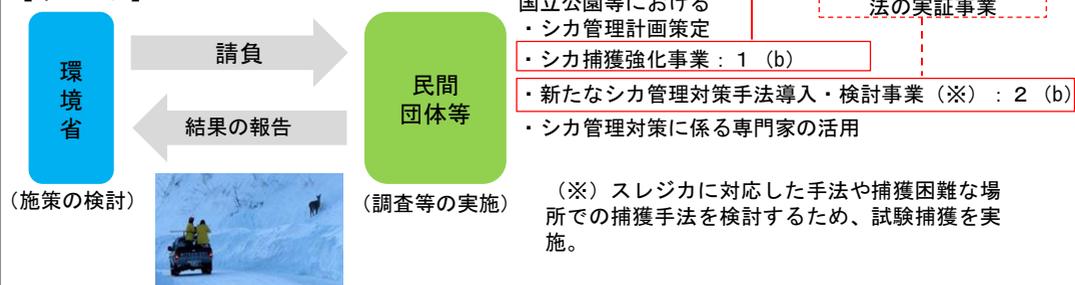
【イメージ】



<イ. 国立公園等シカ管理対策事業>

国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲を推進する事業である。

【イメージ】



今回の調査における該当箇所

【背景】

自然生態系等への影響及び農林水産業被害の深刻化を受けて、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、10年後の令和5年度末までの個体数を半減させる目標を設定している。

ニホンジカの推定個体数（平成29年度末時点）



イノシシの推定個体数（平成29年度末時点）



総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

- (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・捕獲事業を実施するにあたり、適切な捕獲目標頭数を設定しているか。
 ・捕獲実績が捕獲目標頭数に達しない場合、変更契約を行う規定があるか。

③調査結果及びその分析

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

(1) 委託内容、捕獲実績について

・令和元年度における指定管理鳥獣捕獲等事業メニューを実施していた道府県のうち、捕獲目標頭数（以下、「目標頭数」という。）自体は設定しているが、契約書（仕様書）に目標頭数を設定していない道府県が、7箇所（21%）あった。また、20箇所（59%）が減額協議条項（※）を契約書に盛り込んでおらず、こうした道府県では、実際の捕獲頭数が目標頭数に到達しない場合でも契約額を減額しないケースがみられた。【図1】

【表1】

（※）捕獲頭数が目標頭数に到達しないとき、また人日数が目標に到達しないときに契約額について協議する条項（以下、「減額条項」という）。

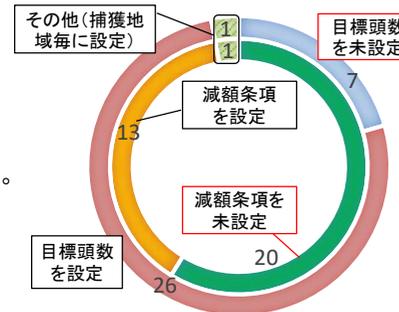
【表1】各道府県の対応例

A県の対応（減額条項有り）	B県の対応（減額条項無し）
目標頭数：3,300頭 捕獲頭数：2,658頭（81%） 減額変更：あり <減額変更の内容> 目標頭数に達しない場合は、総捕獲頭数と目標頭数との差に16,797円（捕獲個体一頭あたりの活動経費）を乗じた額を契約額から減じる。	目標頭数：330頭 捕獲頭数：64頭（19%） 減額変更：なし

（※）減額条項を設定していない各道府県の目標頭数達成率（捕獲頭数÷目標頭数）及びCPUE（捕獲効率）を減額条項を設定している各道府県のそれと比較検証したところ、いずれも大きな差異はなく、減額条項を設定している道府県に比べて、減額条項を設定していない道府県の捕獲が特に困難とは言えない。

・減額条項の設定がない各道府県（シカ猟を実施している15箇所）のそれぞれの過去3年間の目標頭数達成率を見ると、目標頭数に3年連続で及ばない道府県が8箇所（53%）あり、3年連続で目標頭数達成率50%を割っていたところは4箇所（27%）あった。【図2】

【図1】目標頭数及び減額条項の設定の有無（令和元年度）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

- (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・捕獲事業を実施する際には、各道府県において設定している目標頭数を契約書（仕様書）に設定したうえで、減額条項を盛り込むべき。
 ・複数年にわたり捕獲頭数が目標頭数に達していない場合は、過去の捕獲実績を踏まえて、現実的な目標頭数を設定すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

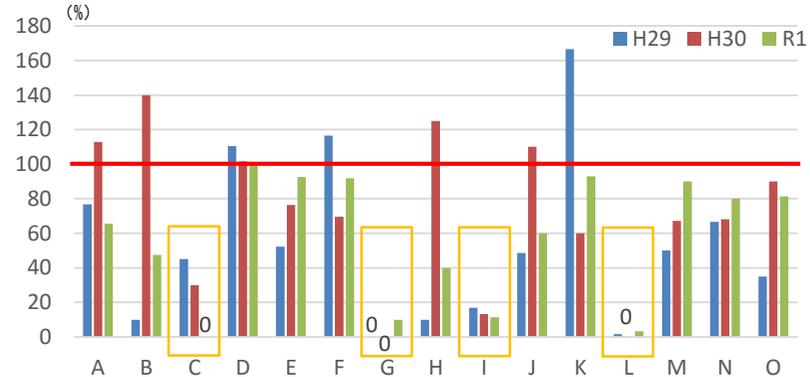
②調査の視点

(2) 環境省の査定について
・環境省として、各道府県に対する交付決定を行う際に、査定を適切に行っているか。

(3) 各道府県の諸経費について
・各道府県が設定している諸経費にはばつきがないか。

③調査結果及びその分析

【図2】道府県における目標頭数達成率一覧（シカ猟）



(※平成29年度から令和元年度まで3年連続で減額条項の設定がない道府県に限る)

(2) 環境省の査定について

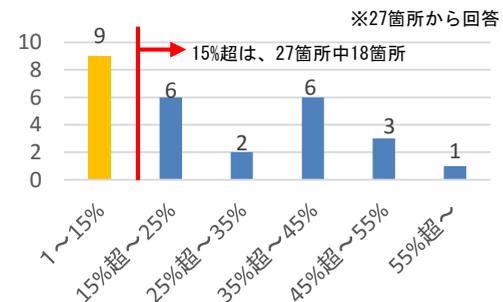
・令和元年度における本事業の要望額充足率（各道府県からの要望額に対する環境省の交付決定割合）について、環境省から聴取したところ、全交付先41先中39先が「100%」となっており、ほぼ全ての道府県において、要望額が満額交付されていた。

(3) 各道府県の諸経費について

・各道府県における諸経費率（一般管理費）に大きな差が見られた。【図3】
・なお、国立公園等におけるシカ捕獲強化事業の諸経費率（一般管理費）は、15%に設定されている。

(※) 同一道府県で猟法毎に異なる諸経費率（一般管理費）を設定をしている場合は、平均で算出。

【図3】諸経費率（一般管理費）



④今後の改善点・検討の方向性

(2) 環境省の査定について
・各道府県の要望額に対して、ほぼ要望額どおりの交付がなされていることから、交付にあたっては、過去の捕獲実績や減額条項の有無を踏まえて、費用対効果が高いところに優先的に配分する等、環境省として査定を行うべき。

(3) 各道府県の諸経費について
・各道府県の諸経費率に大きな差が見られるため、上限割合の設定や一定割合に統一することを検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

<b. シカ捕獲強化事業>

・捕獲実績が目標頭数に達しない場合、変更契約を行う規定があるか。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・効果的捕獲促進事業（ICT技術の検証・活用や地域連携による捕獲等を実施）について、事業効果の検証が行われているか。

③調査結果及びその分析

<b. シカ捕獲強化事業>

・令和元年度にシカ捕獲強化事業を実施している国立公園等（以下、「公園等」という。）で、目標頭数を設定している4箇所のうち、契約書に減額条項を設定していなかった公園等は、3箇所であった。（目標頭数を設定していない公園等については、特定エリアへの侵入を防止するための捕獲等であり、目標頭数を設定しないことに合理的な理由があった。）

（※）公園等は、アクセスが困難で狩猟による捕獲圧がかかりにくく、一般的に捕獲が難しいとされているが、目標頭数を設定している4箇所と1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>を実施している各道府県の目標頭数達成率（捕獲頭数÷目標頭数）及びCPUE（捕獲効率）を比較検証したところ、いずれも大きな差異はなく、1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>に比べて公園等の捕獲が特に困難とは言えない。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・1,000万円を上限として定額で補助される本事業については、既に全国各地の道府県でICT技術の検証・活用や地域連携による捕獲の実施が行われていた。
【表2】
・同一地域で複数年同種の事業を実施していた箇所は、11箇所あり、そのうち2箇所は4年連続（平成28年度から令和元年度まで）で実施、2箇所は3年連続で実施、7箇所は2年連続で実施していた。
・定額で補助される本事業の実施期間の上限は定められていない。
・平成29年度から令和元年度までに実際にICTわなを活用した捕獲を実施した24道府県のうち、見回り負担の軽減につながらなかった、または不明だった箇所は12箇所（50%）であった。（1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>においても、ICTわなを活用した捕獲を実施した23道府県のうち、見回り負担の軽減につながらなかった箇所は13箇所（57%）であった。）
・全国各地の道府県で実施されている取組の成果について、横断的に取りまとめられたものはない。

【表2】効果的捕獲促進事業の実施状況

(箇所)

	ICT技術の検証・活用	地域連携による捕獲	その他（夜間猟銃等）	合計
H29	7	7	3	17
H30	10	8	0	18
R1	9	9	3	21
合計	26	24	6	56

④今後の改善点・検討の方向性

<b. シカ捕獲強化事業>

・捕獲事業を実施する際には、1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>と同様に、目標頭数を設定している公園等においては、減額条項を盛り込むべき。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・1,000万円を上限として定額で補助される本事業について、同一地域で複数年同種の事業を実施している場合は、例えば2年間の実施を認める等、実施期間に上限を設定し、効果検証後も引き続き、同手法による捕獲等を実施する場合は、定率で補助される一般的な捕獲事業（1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>）に移行すべき。

・ICTわなの活用については、必ずしも見回りの負担軽減につながっていないことを踏まえて、どのような条件下であれば、見回り労力の軽減やコストの軽減につながるのか、明らかにすべき。

・全国各地の道府県において、ICT技術の検証や地域連携の取組が実施されていることを踏まえて、これから取り組む地域の参考として、これまでの事例の評価、検証を行い、評価・検証の結果を環境省として、横断的に取りまとめ、それらの情報を全国に情報提供し、技術的な助言を行うべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

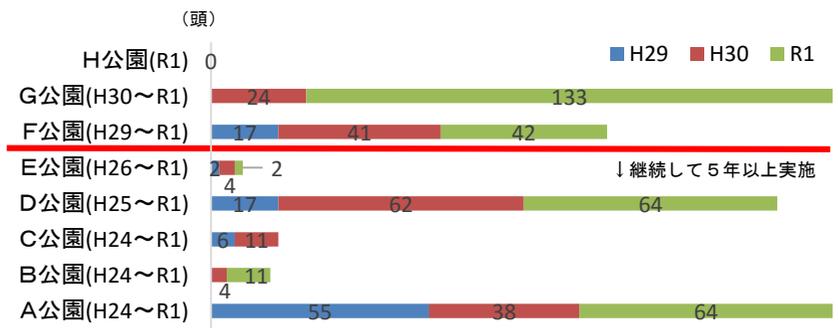
・新たなシカ管理対策手法導入・検討事業（スレジカに対応した手法や捕獲困難な場所での捕獲手法を検討するため、試験捕獲を実施）について、事業効果の検証が行われているか。

③調査結果及びその分析

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

・本事業を令和元年度まで継続して5年以上実施している公園等は5箇所あった。そして、そのうちの1箇所については、平成24年度から事業を実施しているものの、効果的な対策が見いだせていない状況にある。【図4】（過去、平成27年度～平成29年度の3年間に事業を実施していたが、有効な手段が見いだせないことから以降の事業を実施していない公園もあった。）
・一部の公園等については、着実に捕獲が進み、効果が見られたところもあった。【図4】

【図4】各公園等の事業実施状況及び直近3か年の捕獲頭数



④今後の改善点・検討の方向性

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

・本事業の実施にあたっては、複数年同種の事業を実施している場合は、上限期間を設定し、事業継続の有効性を判断するべき。

・捕獲頭数が安定してきた場合は、試験的な捕獲から一般的な捕獲事業（1〈b. シカ捕獲強化事業〉）へ切り替え、目標頭数を定めたうえで、減額条項を盛り込むべき。

【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】
ア：34道府県 イ：23公園等